

コロナにおける燃料油価格 激変緩和対策事業の発動について

2022年1月25日

資源エネルギー庁

最近の原油価格動向

- 2021年10月以降、欧米を中心とした経済回復に伴い急上昇し、3年ぶりに80ドル/バレルを突破したが、11月末からのオミクロン株の感染拡大によって大幅に下落したのち、年内は70ドル台/バレルを推移。
- 2021年12月および本年1月のOPECプラス閣僚会合では増産ペース維持（2月は295.9万バレル/日の減産規模）で合意されたものの、オミクロン株の感染拡大による経済への影響は「一時的」であるとの米連邦準備制度理事会（FRB）の見方や、アンゴラ・ナイジェリア・カザフスタンなど一部産油国による生産の停滞、UAEに対する攻撃事案やロシア・ウクライナ情勢といった地政学的な不安定さなどを受けて、需給の引き締め感が高まっており、85ドル/バレル付近まで上昇。
- 次回2月2日のOPECプラス閣僚会合での議論や、一部産油国による生産の回復動向を注視する必要あり。

1月4日のOPECプラス閣僚会合後の動向

➤ 米エネルギー情報局(EIA)の短期エネルギー見通し(1/11)

①2022年 第1四半期：日量5万バレルの需要>供給

第2四半期：日量63万バレルの供給>需要

②原油価格：2022年内：75ドル、2023年：68ドル（ブレント）

③昨年12月の米国原油生産：日量1158万バレル
（コロナ前の約9割。前月比日量2万バレル増加）

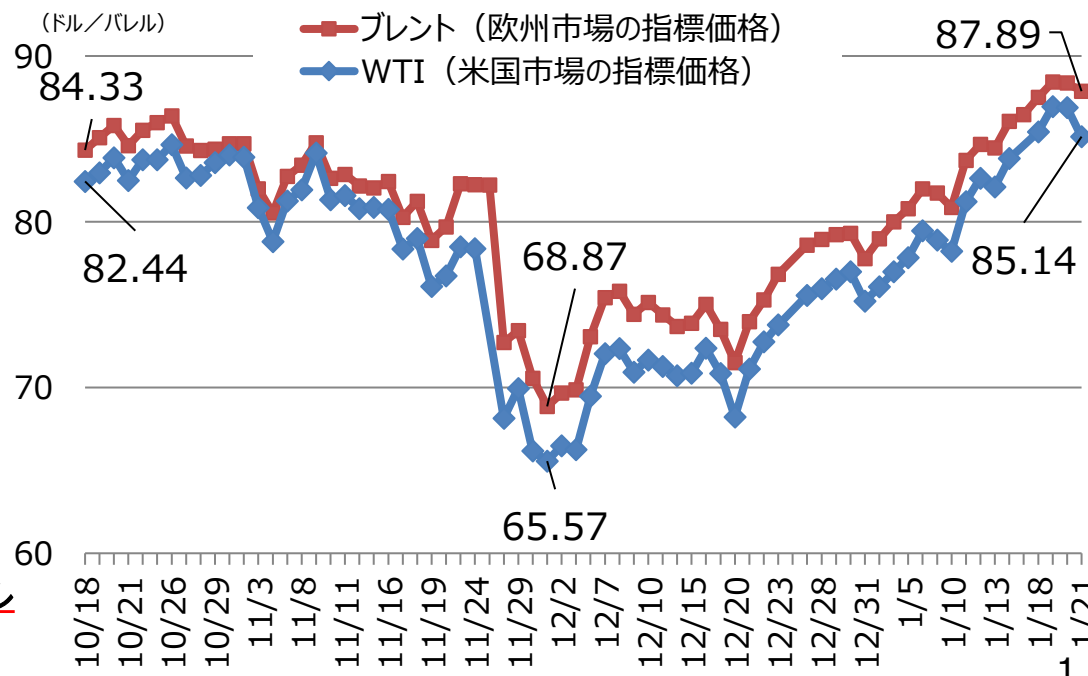
➤ OPECやIEAによる2022年第1四半期の見通し

● OPEC(1/18)：日量97万バレルの供給>需要

● IEA(1/19)：日量180万バレルの供給>需要

※EIA(1月19日)によれば米の原油在庫は前週比50万バレルの微増となっているが、2018年10月以来の低水準。

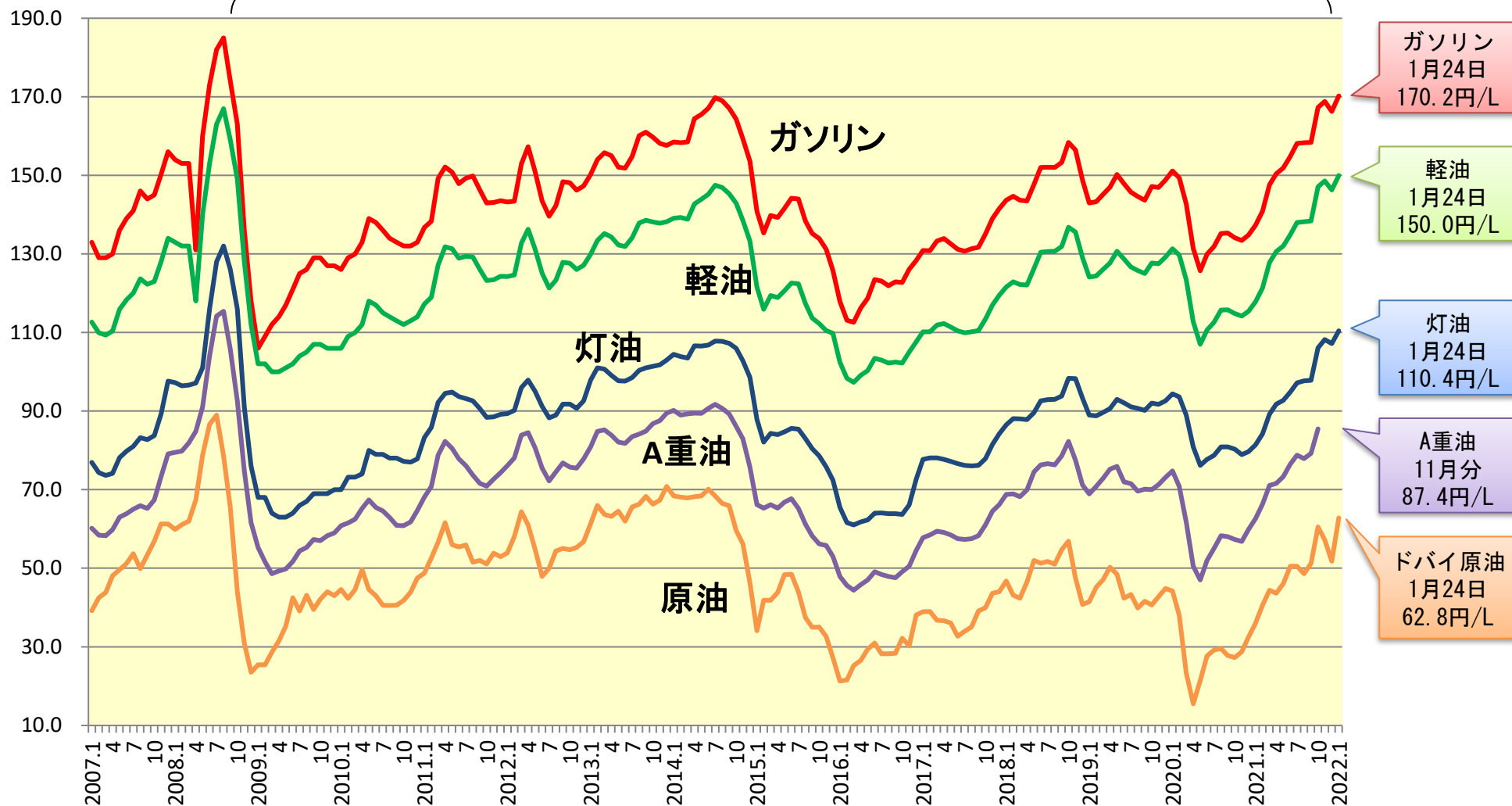
昨年10月18日以降の原油価格の動向



(参考) ガソリンなどの価格推移

※A重油の価格は1か月毎の更新になっております。

170円を超え、2008年9月以来の13年4ヶ月ぶりの高値水準

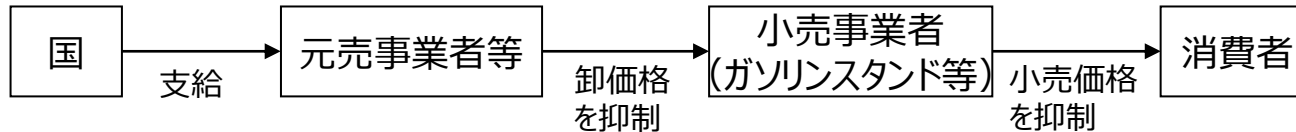


燃料油価格の激変緩和事業

<事業概要>

- コロナからの経済回復の重荷になる事態を防ぐため、時限的・緊急避難的な激変緩和事業
- レギュラーガソリンの価格が、170円（全国平均）を超えると、発動する。
- 当該価格が170円を超えた分を、最大5円の範囲内で補填
（元売事業者・輸入業者に価格抑制の原資を支給し、卸価格の抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制）
- 激変緩和の趣旨を踏まえ、支給額の算定根拠は、発動から4週間ごとに1円ずつ切り上げる
- 対象油種はガソリン、軽油、灯油、重油
- 事業期間は、3月末まで

スキーム



- ウェブ広告や全国の新聞、ラジオ、ポスター等により、制度の趣旨を広く周知・広報する
- 補助金が適切に小売価格に反映されているかを確認するため、価格モニタリングを行う

<留意点>

- 燃料油価格の激変緩和が趣旨であり、急激な値上がりを抑制するもので、小売価格の値下げを促すものではない
- 小売価格は、輸送コストの違いなどから地域差があり、すべての地域で170円以下に抑えようとするものではない

激変緩和事業の発動に向けた手続き

- 今週のレギュラーガソリンの全国平均価格は170.2円。発動要件の170円を超えたため、激変緩和事業が発動。今週27日木曜日以降、ガソリン・軽油・灯油・重油にそれぞれ 1リットルあたり 3.4円を支給。
- 月曜日に価格調査を行い、この価格と原油価格の変化をもとに、水曜日に支給単価を公表し、元売事業者は木曜日に卸価格に反映させる。(元売事業者は事後的に国に請求)
- 支給単価を踏まえた卸価格を受け、SSは木曜日から小売価格を抑制。(SSにおける補助金手続きは不要)

【1月】

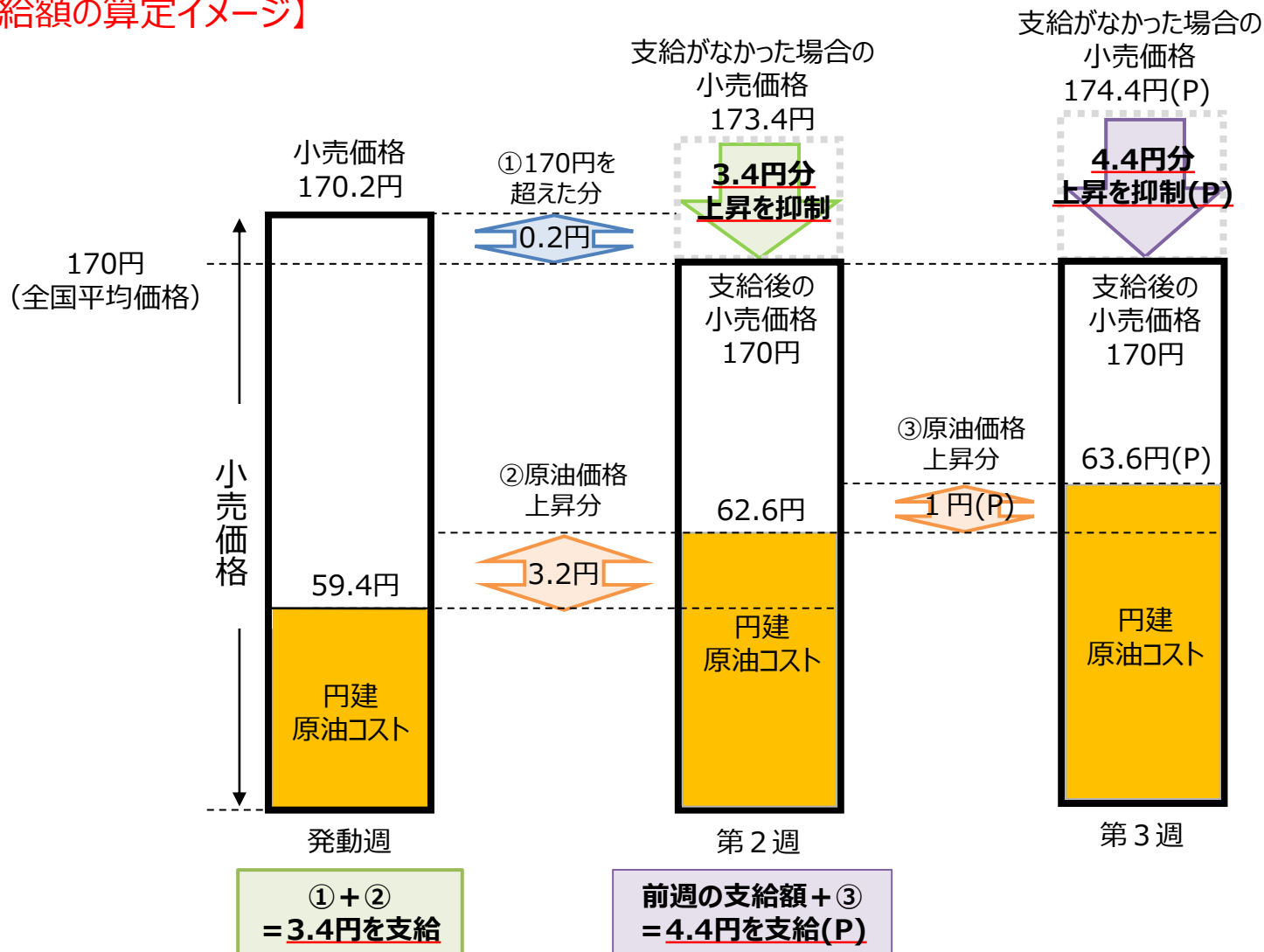
日	月	火	水	木	金	土
	24 ● 石油製品価格調査 実施日	25	26 ● 石油製品価格 及び 支給単価公表	27 ● 卸価格の改定日 (大手元売事業者)	28	29
				小売価格を抑制		
30	31	2/1	2/2			
小売価格を抑制						

元売等に対する支給額の考え方

- ENEOSや出光など大手元売は、毎週水曜日に「ガソリン・軽油・灯油・重油の卸価格」を決め、翌日木曜日からの1週間、販売店（SS）に供給しています。この卸価格は、それぞれの油種の原料である「原油コスト」に連動しており、油種共通・全国共通で値上げ額、値下げ額（例えば今週は+1円など）を決めています。
- なお、全国各地のSSでの販売価格は、輸送コストの差などがあるため、地域によってばらつきがあります。
- 全国平均のガソリン価格が170円を超えた場合、資源エネルギー庁は、170円を超えた週（発動週）の小売価格に直近の原油価格の上昇分を加えて、「支給しなかった場合の翌週（第2週）の小売価格」を予測し、これと170円の差額を支給します。
- 図（次ページ）の例の場合、発動週の小売価格は171円で、原油価格は翌週（第2週）に2円上昇すると見込まれるため、翌週（第2週）の小売価格は、支給しなかった場合 $171円 + 2円 = 173円$ になると予測されます。したがって、173円と170円の差額である3円が支給額となります。
- 支給額を決定すると、その後1週間の卸価格にただちに反映され、価格の上昇が抑制され、翌週（第2週）のガソリンの全国平均は、170円となることが見込まれます。
- 軽油・灯油・重油についても、ガソリンへの支給額と同額が支給されます。
- 翌週以降、さらに原油価格が上昇した場合は、支給額は累積します。（支給額の上限は5円）
- 図の例の場合、原油価格は第2週から第3週に向け、さらに1円上昇すると見込まれるため、支給しなかった場合の第3週の小売価格は、支給しなかった場合の第2週の小売価格（173円）から、さらに1円上昇して174円になると予測されます。これと170円の差額である4円が支給額となります。
- ただし、実際の小売価格は、こうした措置に加え、SSの経営戦略や競争条件などにも影響を受けるため、理論値どおりになるとは限りません。また、各地のSSの在庫量によっては、小売価格への反映にタイムラグが出る可能性もあります。
- また、すでに170円を超えている地域で、170円以下に抑える、という効果はありません。制度が発動された週以降、各地での急激な価格上昇を抑えることを目指します。

元売等に対する支給額の考え方

【支給額の算定イメージ】



※図中の数字は全て説明上の仮のものです

「支給額の算定根拠」の切り上げについて

- ・激変緩和事業の趣旨から、「支給額の算定根拠」を、4 週間毎に 1 円ずつ切り上げることとしています。これは、原油価格の値下がりにより支給が停止された場合であっても、一度、発動された場合には、4 週間毎に切り上げていきます。
- ・具体的には、1月26日にレギュラーガソリンの全国平均価格が170円を超えた場合には、その翌日以降の 4 週間は、「支給額の算定根拠」を170円とし、前述のとおり支給額を決定します（ただし、支給額の上限は 5 円）。
- ・4 週間後となる2月23日には、「支給額の算定根拠」を 1 円切り上げ、171円とします。
- ・これにより、支給後の全国平均価格に支給額を加えた額（つまり、支給がないと仮定した場合の小売価格）が、
 - 171円未満の場合、支給は停止されます。
 - 171円以上175円未満の場合、1 円以上5円未満の間にある支給額は1円減額され、支給額は0円以上4円未満となります。
 - 175円以上176円未満の場合、支給額は上限の5円に達していますが、「支給額の算定根拠」が 1 円切り上げられるため、支給額は 4 円以上 5 円未満となります。
 - 176円以上の場合、「支給額の算定根拠」が1円切り上げられた後も、引き続き上限の 5 円が支給額となります。
- ・更に 4 週間後の3月23日には、「支給額の算定根拠」は172円に切り上げられ、同様に上限 5 円の範囲で、支給額が再計算されます。

【支給額の算定根拠の推移】

<1月>								<2月>								<3月>							
日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	算定根拠
						1				1	2	3	4	5				1	2	3	4	5	
2	3	4	5	6	7	8		6	7	8	9	10	11	12		6	7	8	9	10	11	12	
9	10	11	12	13	14	15		13	14	15	16	17	18	19		13	14	15	16	17	18	19	
16	17	18	19	20	21	22	算定根拠	20	21	22	23	24	25	26	171円	20	21	22	23	24	25	26	172円
23	24	25	26	27	28	29	170円	27	28							27	28	29	30	31			
30	31																						

激変緩和事業の発動に備えた対応

- 補助金が適切に反映されているかを確認するため、SSに対する全数調査を実施する。
- 制度についての誤解（170円に値下がりするのではないか、等）を払拭するため、web・新聞・ラジオ等による周知を行う。

1. 価格モニタリングの実施

- 現時点では、必要最小限の価格モニタリング（全国のSS等約3,000店）を実施。1月31日（月）から全数調査（約3万SS及び軽油・灯油などの約2,000販売店）に拡大
- 小売価格へ適切に反映されていない販売店について、現地調査を開始

2. 事業の周知

- 発動と同日付けで、経済産業省のツイッターや政府広報も活用
- web広告の実施やポスター・チラシ等を配布（今月中に実施）し、事業趣旨（全国平均170円は発動要件であり、地域差は発生。値下げでなく、急な値上げ回避が目的など）の周知を図る
- 新聞（2月上旬に主要5紙及び地方約40紙に掲載）・ラジオ（2月上旬に全国のAM・FMラジオ局で実施）を活用し、一般事業者・消費者向けに事業の周知を実施

3. コールセンターにおける対応

- 全国のSS等の事業者や消費者からの問い合わせに対して引き続き対応（現在32名体制で実施）

報道に当たってご留意いただきたい点

- 本制度は、卸価格を抑制することで、現在の価格水準からの急激な値上がりを抑制するものであり、価格の引き下げを意図するものではない。
- ガソリン価格は、輸送コストなどが地域によって違うため価格差があるもの。このため、制度が発動しても、全国一律の価格にはならず、各地域でその時点の価格からの上昇を抑制するもの。

<参考> ガソリン価格の地域差（1月17日調査） ※先週調査時点

【価格上位5県】

1位	長崎県	176.3円
2位	長野県	175.9円
3位	高知県	175.7円
4位	鹿児島県	175.6円
5位	大分県	175.1円

【価格下位5県】

47位	宮城県	162.4円
46位	秋田県	162.8円
44位	神奈川県	163.6円
44位	埼玉県	163.6円
43位	岩手県	164.0円

(参考) 全国石油商業組合連合会からの要望

2022 年 1 月 14 日

資源エネルギー庁
資源・燃料部 石油流通課長
永井 岳彦 殿

全国石油商業組合連合会
会 長 森 洋

『コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業』発動に備え、一般消費者の制度内容誤認による SS 店頭における不要な混乱を回避するため、以下項目の確実な実施を要望する。

1. マスコミが誤った内容で報道することのないよう、再周知の実施
2. 一般消費者への正しい制度内容の周知徹底（以下、具体的項目）
 - ①当該制度は『燃料油価格の激変緩和』が趣旨であり、小売価格の値下げを導くものではないこと
 - ②小売価格は輸送コストの違いなどから地域差が生じるため、全国一律の価格にはならないこと
 - ③170 円は制度発動要件として設定した価格であり、発動後に 170 円を超える価格があったとしても問題はないこと

以上